

# 確認じゃ！2つの給付金。

平成26年4月に実施した  
消費税率引上げに伴う  
所得の少ない方への影響を緩和します。

## 平成28年度 臨時福祉給付金

1人につき3千円

### 支給対象者

平成28年度分の住民税が非課税の方  
(課税者の被扶養者や生活保護の受給者等を除きます)

「高齢者向け給付金」の支給対象者も受給できます。

一億総活躍社会の実現に向け、  
賃金引上げの恩恵が及びにくい  
所得の少ない年金受給者の方を支援します。

## 障害・遺族年金 受給者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円

### 支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の  
支給対象者のうち、障害基礎年金や  
遺族基礎年金等を受給している方

(高齢者向け給付金の受給者を除きます)

- 両方の支給対象者に該当する方は、2つの給付金を受給できます。
- 給付金を受け取るためには、申請が必要です。
- 申請先は、平成28年1月1日時点でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が異なります。



### お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル：

オー！ み な い い きゅう ふ

0570-037-192

9時～18時(平日のみ。ただし、  
8月1日～12月18日は土日祝も開設)

■ IP電話からおかけの場合：03-6627-1290 06-7731-2370 ■ FAXでお問い合わせの場合：06-6645-6278



カクニンジャ 検索



「臨時福祉給付金」や「障害・遺族年金受給者向け給付金」を装う  
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

## 障害・遺族年金受給者 向け給付金

### 支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の  
支給対象者のうち、平成28年  
5月分の障害基礎年金や  
遺族基礎年金等を受給している方

※「高齢者向け給付金」(3万円)を受給した方は除きます。

### 支給額

1人につき **30,000円**

2つの給付金を受給できます。  
1回です。



### お問い合わせ先

ご不明な点は、

厚生労働省給付金専用ダイヤル:

0570-037-192

オー! み な い きゅう ぶ

9時～18時

(平日のみ。ただし、8月1日～12月18日は土日祝も開設)

■IP 電話からおかけの場合: 03-6627-1290 06-7731-2370

■FAXでお問い合わせの場合: 06-6645-6278

または

「申請先の市町村」へ

お問い合わせください。



「臨時福祉給付金」や  
「障害・遺族年金受給者向け  
給付金」を装う

“振り込め詐欺”や  
“個人情報の詐取”に  
ご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、  
お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

# 確認じゃ! 2つの給付金。

平成26年4月に実施した  
消費税率引上げに伴う  
所得の少ない方への影響を  
緩和します。

一億総活躍社会の実現に  
向け、賃金引上げの恩恵が  
及びにくい所得の少ない  
年金受給者の方を支援します。

平成28年度  
臨時福祉給付金

1人につき3千円

障害・遺族年金  
受給者向け給付金  
(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円



カクニンジャ

検索



## 平成28年度 臨時福祉給付金

### 支給対象者

平成28年度分の住民税が  
課税されない方

※ただし、住民税において課税者の扶養親族になっている方や、生活保護の受給者である方などは除きます。

※「高齢者向け給付金」(3万円)の支給対象者も受給できます。

### 支給額

1人につき **3,000円**

両方の支給対象者に該当する方は、  
支給はどちらの給付金も



## 申請方法

- 平成28年度臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金を受け取るためには、**市町村へ申請が必要です。**
- 申請先は、平成28年1月1日時点で住民票がある市町村です。  
(平成28年に引越をしていなければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります)
- 申請受付期間や申請書の入手方法は、各市町村によって異なります。
- 詳細は、各市町村からの広報や厚生労働省の特設ホームページ(「カクニンジャ」で検索)をご確認ください。

## よくあるご質問

**Q.**平成28年1月2日以降に引っ越した場合の給付金の申請先はどこですか？

**A.**平成28年1月1日時点で住民票がある市町村になります。  
給付金は申請先の市町村から支給されます。

※平成28年1月2日以降に市町村の区域を越えて引っ越した場合は、申請先が現在お住まいの市町村と異なりますので、ご注意ください。

【参考】住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)

	区分	非課税限度額 <sup>※</sup> (給与収入ベース)
〔給与所得者〕	単身	100万円
	夫婦(配偶者を扶養)	156万円
	夫婦子1人(配偶者と子1人を扶養)	205.7万円
	夫婦子2人(配偶者と子2人を扶養)	255.7万円

	区分	非課税限度額 <sup>※</sup> (年金収入ベース)	
〔公的年金等受給者〕	単身	65歳以上	155万円
		65歳未満	105万円
夫婦 (配偶者を扶養)	65歳以上	211万円	
	65歳未満	171.3万円	

※生活保護基準の1級地(東京都23区等)における非課税限度額